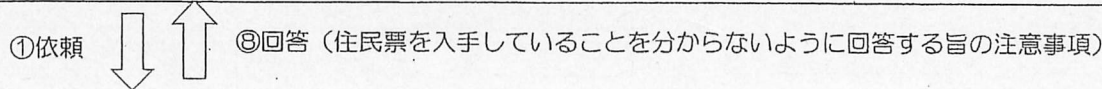
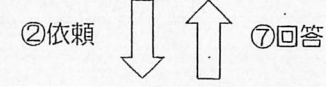


1. 戸籍謄本等不正請求事件(プライム事件)の概要

全国の探偵 Aほか3業者

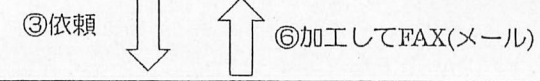


情報屋 Bほか6業者



栗野(クローク) 別名: プライベートリサーチ、クローバー、ブルブル
 ⇒依頼の多くは、婚姻調査・不貞調査・貸金関係の調査。

◆情報屋からの依頼文(②)、プライムへの依頼文(③)は、2~3ヶ月保管後、定期的に廃棄
 ◆奈須から「警察が捜査しているからパソコンデータを削除してほしい」との要請(H23.7)
 ⇒書類、データは残っていない。



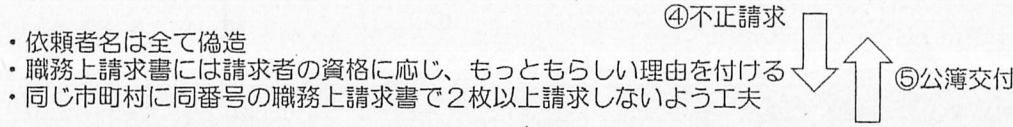
奈須(プライム総合法務事務所)

職務上請求書

- ・ X 税理士: H18.夏~H19.1 (偽造: 詳細不明)
- ・ 長谷川弁護士: H19.1~H20.4 (偽造: 詳細不明)
- ・ Y 税理士: H20.4~H20.9 (偽造: 詳細不明)
- ・ 佐藤(司法書士): H21.3~H23.4
- ・ 佐藤(行政書士): H23.6~

※奈須による職務上請求書の偽造

- ・ 佐藤(司法書士)から受領した現物を基に印刷会社に発注
- ・ 佐藤(行政書士)から受領した現物は高度な偽造防止対策が施されていたため、グラフィックデザイナーの杉山に版下を作らせた上で、印刷会社に発注



全国市町村(※ストップ地域(本人通知制度導入市町村、職務上請求について細かく問合せを行う市町村)に該当する請求は断っていた)

・ H23.11.11、愛知県警が捜査員の戸籍謄本等が不正取得された容疑で関係者を逮捕

・ 奈須(プライム総合法務事務所実質経営者)らが、全国の調査業者から戸籍謄本等の入手依頼を受け、所属する司法書士の職務上請求書を偽造する等して、全国の市町村から、戸籍謄本・住民票の写し等を1万枚以上不正に入手等

・ 刑法(有印私文書偽造同行使)、戸籍法・住民基本台帳法違反で逮捕・起訴、刑の確定

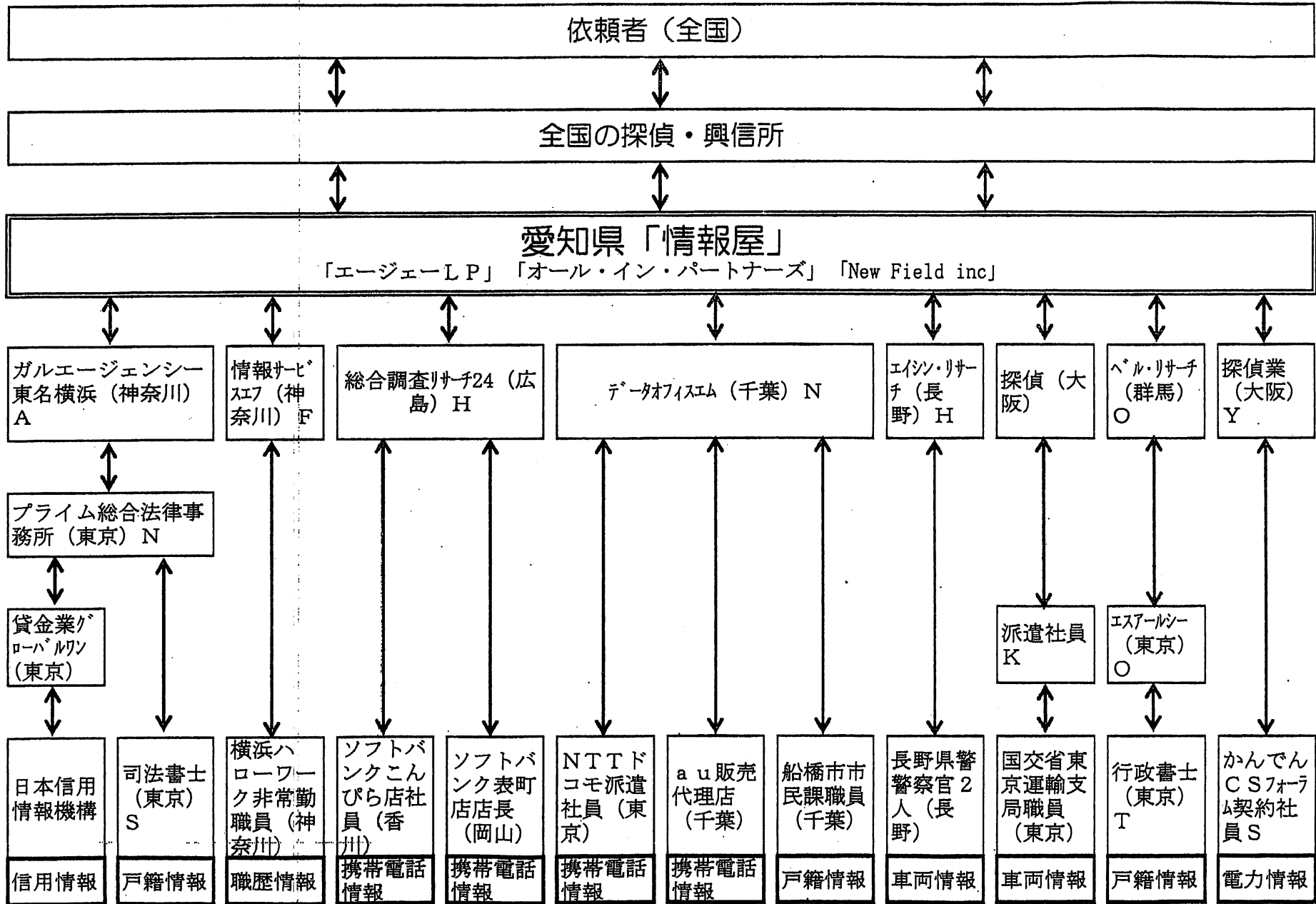
戸籍等不正取得事件と法改正の動き

1976年 (昭和51年)	戸籍法改正 ※戸籍の公開制限を行ったが、司法書士・行政書士など8士業は除かれた。
1985年 (昭和60年)	弁護士、司法書士、税理士をかたった戸籍謄本不正取得事件発覚（大阪）
1986年 (昭和61年)	法務省は8士業にそれぞれ職務上請求書の使用を義務付け
1989年 (平成1年)	弁護士が戸籍謄本等請求用紙を興信所に横流しをしていた事件発覚（福岡）
1990年 (平成2年)	行政書士・社労士が戸籍謄本を不正取得し、興信所に横流ししていた事件発覚（東京） 行政書士が戸籍等請求用紙を興信所に横流しをしていた事件発覚（佐賀）
1999年 (平成11年)	大阪府警部補が民間業者の依頼を受け、戸籍謄本等を不正取得し逮捕される（大阪）
2003年 (平成15年)	司法書士が不正に戸籍謄本を入手し、結婚差別に使用されている事件発覚（京都）
2005年 (平成17年)	行政書士による大量の戸籍不正取得事件発覚（兵庫・大阪・京都・愛知）
2006年 (平成18年)	探偵業法制定 ※届出制、欠格事由、教育、監督など
2007年 (平成19年)	戸籍法一部改正 ※職務上の請求について、依頼者名・具体的理由の明示、罰則の強化など
2011年 (平成23年)	プライム事件、戸籍不正取得、大量の個人情報売買事件発覚
2012年 (平成24年)	司法書士会、行政書士会における職務上請求書の改正

8士業———弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、
海事代理士

職務上請求———8士業は、職権で戸籍謄抄本、住民票の写し等を取り寄せることができます。
これは法律によって職務上の守秘義務が定められており、プライバシーの侵害
等につながらないという前提により例外的措置として認められているものです。

個人情報大量売買事件の構図



個人情報不正取得事件（プライム事件）と本人通知制度

1 個人情報不正取得事件の経過

- 平成 23 年 11 月 13 日 東京・プライム法務事務所 5 人逮捕
- 平成 24 年 3 月 2 日 デザイナーに判決、懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年)
- 平成 24 年 3 月 22 日 横浜ガルエージェンシー社長に判決、懲役 2 年 6 月(実刑)
- 平成 24 年 3 月 23 日 プライム社司法書士に判決、罰金 250 万円
- 平成 24 年 5 月 18 日 プライム社長に判決、懲役 3 年(実刑)
- 平成 24 年 7 月 11 日 鹿児島県警が東京、鹿児島の容疑者逮捕【本人通知で不正が発覚し摘発】
- 平成 24 年 10 月 11 日 岡山ソフトバンク店長に判決、懲役 1 年 6 月猶予 3 年
- 平成 24 年 11 月 9 日 国交省技官に判決、懲役 10 月 執行猶予 3 年
- 平成 25 年 1 月 10 日 名古屋「情報屋」に判決、罰金 200 万
- 平成 25 年 2 月 25 日 千葉県船橋市職員に判決、懲役 2 年 6 月猶予 3 年
- 平成 25 年 2 月 27 日 長野県警巡査部長に判決、懲役 1 年 6 月猶予 3 年追徴金 13 万
- 平成 25 年 2 月 27 日 長野探偵業(元警部)に判決、懲役 2 年 6 月猶予 3 年
- 平成 25 年 2 月 28 日 名古屋「情報屋」に判決、罰金 200 万
- 平成 25 年 3 月 5 日 大阪探偵業に判決、懲役 1 年 6 月猶予 3 年、罰金 20 万
- 平成 25 年 3 月 5 日 関電派遣社員に判決、懲役 1 年 6 月猶予 3、罰金 20 万

2 事件で明らかになったこと

- ① 8～9割は結婚相手の身元調査(戸籍・住民票)
 - ・プライム社長「85%～90%は結婚相手の身元調査と浮気調査」
 - ・横浜興信所社長「半分は結婚相手の身元調査」
 - ・全国各地で起きている「同和地区間い合わせ事件」
- ②取られた情報が犯罪や人権侵害に悪用されている
 - ・(実例)ストーカー・脅迫・嫌がらせ
 - ・振り込め詐欺・悪質訪問販売・悪質ネット販売・靈感商法
- ③個人情報の不正取得が一大ビジネスになっている
 - ・東京「プライム社」08年～11年(3年間)=2億3500万
 - ・名古屋「情報屋」07年～11年(5年間)=12億円7千万
 - ・長野「エイシンリサーチ」09年～11年(3年間)=6000万
 - ・群馬「ベルリサーチ」08年1月～9月(8ヶ月)=1億5千万
 - ・東京「エスアールシー」07年1月～12年6月(5年間)=4億5981万
- ④背景に格差社会の影・狙われる非正規雇用者
 - ・S司法書士はタクシー運転手・T行政書士は警備員(いずれも名義貸し)
 - ・横浜職安非常勤職員 1日7700円×20日
 - ・埼玉職安15カ所 1200人中800人が月15万円の非常勤

3 身元調査防止・個人情報不正取得防止のために

①不正取得の真相究明

何のために個人情報を取得？

戸籍・住民票 : 結婚相手の身元調査

職歴 : 結婚相手の身元調査・中途採用者の職歴調査

②事前登録型本人通知制度

大阪府内では43市町村のうち、堺市と大阪市が未実施だが、いずれも実施予定。(堺市 H26.3月、大阪市 H27.1月)

③関係企業・行政・8土業界の啓発

情報扱う部署の社員や行政書士会など有資格者への指導

④探偵業法の改正

公安委員会への届け出のみ ⇒ 免許制の導入、研修の義務付け

⑤人権教育・啓発の推進

背景に身元調査を依頼する国民。依頼者がいる限り、身元調査や個人情報の不正取得はなくなるらない。

住民票等の交付に伴う本人通知等制度（泉佐野市）

本市では、本人の代理人や第三者からの請求で、住民票の写しなどを代理人などに交付したとき、事前に登録をした人に交付の事実を通知する制度を開始します。

1.目的

この制度は、住民票の写し、戸籍謄抄本など（住民票の写し等）を本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に通知し、不正請求を抑制する効果を期待するものです。

2.施行日

平成22年2月15日

3.本人通知等制度の流れ（事前登録から通知、証明までの流れ）

1.事前登録

通知を希望する人が事前に市民課で登録します。

2.代理人・第三者からの請求

住民票の写し等の請求があれば、審査のうえ交付します。

3.交付事実の通知

事前登録者に、交付した事実を通知します。

4.交付事実証明書の発行

交付した事実の証明が必要であれば、申請により証明書を交付します。

4.事前登録ができる方

1.本市の住民基本台帳に記録されている人、または戸籍の附票に記載されている人（削除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている人を含む。）

2.戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む）に記載されている人

ただし、死亡した者又は失そう宣告を受けた人は、対象としません。

登録期間

登録の期間は、3年間とし、引き続き登録を希望する場合は、再度申請を行います。

事前登録に必要なもの

- ・窓口にお越しになる人の本人確認書類
- ・代理人（請求できる者から委任を受けた人）がお越しになる場合は委任状
- ・法定代理人がお越しになる場合は、資格を証明する書類

5. 事前登録者に行う通知内容

事前登録をした人の住民票の写し等を本人の代理人及び第三者に交付した場合にその事実のみを通知します。

通知の対象となる証明書（住民票の写し等）

- ・住民票の写し（消除された住民票を含む。）
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍附票の写し（消除された戸籍附票を含む。）
- ・戸籍謄本及び戸籍抄本（全部事項証明書及び個人事項証明書）（除かれた戸籍を含む。）
- ・戸籍記載事項証明書（一部事項証明書）（除かれた戸籍を含む。）

6. 交付事実証明

「3. 本人通知等制度の流れ」の3の交付事実の通知を受けた人が、交付事実の証明を必要とするときは、通知日から起算して30日以内に、証明書の申請を行うことができます。

有料（手数料450円）で証明書を発行します。

証明書に記載する内容

1. 交付した年月日
2. 交付した住民票等の種別及び通数
3. 自己の代理人による交付の場合にあっては、その氏名及び住所

[泉佐野市のホームページより]